

### 住宅耐震改修に伴う固定資産税減額適用申告書

(宛先)春日井市長 住所(所在地)  令和 年 月 日  納税義務者 氏名(名称及び代表者氏名) _____ 個人番号(法人番号) _____ 電話 ( ) _____  次のとおり春日井市市税条例附則第10条の3第6項の規定の適用を受けるため申告します。	左 記 告 物 件 に  の 係 特 る 例 結 適 用 果	承 認    却 下	地方税法附則 第15条の9第1項 に該当。  年度の税額を減額します。
--	---	------------------------------	---

物件の所在地(家屋番号)	種 類	構 造	建築年月日及び 登記年月日	耐震改修に 要した費用	耐震改修が完了 した年月日	床 面 積 <small>m<sup>2</sup></small>	適用床面積 <small>m<sup>2</sup></small>

三 提 か 月 出 っ 以 で た 内 き 理 に な 由		上記のとおりですので、減額の適用をしてよろしいか。				
		課 長	課長補佐	課長補佐	主 査	担 当

\* 上記物件が特例適用に該当する場合はその旨を証明する書類を添付してください。根拠法令 地方税法附則第15条の9第1項～第3項  
 (1)耐震改修に要した費用を証した書類 (2)当該耐震改修後の家屋が耐震基準を満たすことを証する書類

## 第30号様式の7

### 地方税法等の一部を改正する法律の成立に伴う固定資産税の減額措置について

「住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置」（地方税法本法附則第15条の9第1項）について平成18年4月1日より施行。  
施行に伴い「住宅耐震改修に伴う固定資産税減額適用申告書」を提出する必要があります。申告書と合わせて必要な添付書類があります。

#### ※ 添付書類

- ①-1 耐震基準に適合した工事であることを証する書類・・・地方公共団体（建築指導課）
- ①-2                                 //                                 ・・・建築士（建築事務所に所属する）、指定住宅性能評価機関 又は 指定確認検査機関
- ② 耐震改修工事の費用が50万円超の確認が出来る書類（領収書等）・・・施工業者
- ③ 長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類（該当の場合のみ必要）・・・地方公共団体（建築指導課）

\* ①-1については、「耐震改修後の家屋が耐震基準を満たしていること」また、「耐震改修工事費用が50万円超であること」を市で確認（耐震改修工事に伴い補助金を行っているため）しているため、領収書等の添付は必要ありませんが、建築士、指定住宅性能評価機関又は指定確認検査機関が証する書類については、耐震改修工事費用が50万円超で行っているかの確認ができないため領収書の添付が必要です。

また、耐震改修工事と合わせてリフォームを行っている場合もあり、領収書の内容によっては耐震改修工事費用が50万円超かどうかの確認が取れない場合もありますので、その場合は領収書と合わせて見積書等確認ができる書類も合わせて添付していただく必要があります。

#### ※ 減額割合

固定資産税額の2分の1（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2）

#### ※ 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度（1年度分）

#### ※ 減額の対象面積

1戸当たり120㎡相当分まで

#### ※ 改修工事費

50万円超

#### ※ 証明書関係

- ① 耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合した工事であることを証する書類
- ② 耐震改修に要した費用を証した書類

#### ※ 証明発行機関

地方公共団体、建築士、指定住宅性能評価機関又は指定確認検査機関

#### ※ 申告期間

改修後3月以内に市町村に申告

\* 3月以内に申告ができなかった場合は、その理由が必要になります。